

# 令和5年度

## 第1回桐生市地域公共交通活性化協議会（法定協議会）

### 次 第

日時：令和5年4月28日（金）

午後2時

場所：美喜仁桐生文化会館

（桐生市市民文化会館）4階

スカイホールA

1 開 会

2 あいさつ

3 委員委嘱

4 「桐生市地域公共交通活性化協議会」について

5 会長・副会長の選任

6 監査の選任

7 審議事項

議案第1号 令和5年度事業計画（案）について

議案第2号 令和5年度予算（案）について

議案第3号 桐生市地域公共交通計画策定支援業務委託に関する  
契約方法と委託内容について

8 そ の 他

9 閉 会

# 令和5年度第1回桐生市地域公共交通活性化協議会 委員名簿

	選出団体		氏名	出欠	代理者名等
1	桐生市	副市長	森山 享大		
2	桐生市	共創企画部長	西條 敦史		
3	桐生市	市民生活部長	関口 泰		
4	桐生市	都市整備部長	鈴木 宏		
5	桐生市	地域振興整備局長	登坂 良男		
6	東日本旅客鉄道(株)高崎支社	桐生駅長	佐藤 肇		
7	東武鉄道(株)	新桐生駅長	木村 美德		
8	上毛電気鉄道(株)	取締役社長	橋本 隆		
9	わたらせ渓谷鐵道(株)	代表取締役社長	品川 知一		
10	桐生朝日自動車(株)	取締役社長	日置 岳人		
11	(株)沼田屋タクシー	代表取締役	小林 康人		
12	(一社)群馬県バス協会	会長	佐藤 俊也	代	専務理事 前川 雅弘
13	(一社)群馬県タクシー協会	会長	清水 憲明	欠	
14	国土交通省関東地方整備局 高崎河川国道事務所桐生国道維持出張所	所長	高橋 昭	代	管理第三係長 森 奈央
15	桐生土木事務所	所長	宮崎 義明		
16	(株)桐生再生		登丸 貴之		
17	(一社)きりゆう市民活動推進ネットワーク	理事長	近藤 圭子	代	角田 亘
18	桐生警察署	署長	江原 勝則	代	交通課長代理 布川 進
19	桐生市区長連絡協議会(桐生地区)	第6区長	朝倉 富美夫		
20	桐生市区長連絡協議会(新里地区)	第21区長	山形 賢助		
21	桐生市区長連絡協議会(黒保根地区)	第22区長	大塚 慶治		
22	桐生市心身障害者関係団体連絡協議会	会長	高草木 薫		
23	桐生市老人クラブ連合会	常任理事	小島 良行		
24	桐生市婦人団体連絡協議会		間中 一枝		
25	桐生市PTA連絡協議会	会計	新井 慎太郎	欠	
26	桐生市立小学校長会	校長	臼井 一子		
27	地域公共交通マイスター		佐羽 宏之		
28	群馬大学	教授	天谷 賢児		
29	群馬運輸支局	支局長	鷺巢 雄一	代	企画担当 石川 一志
30	群馬県知事戦略部交通イノベーション推進課	課長	田中 佑典	代	淡嶋 遼
31	桐生朝日自動車(株)運転手代表	乗合乗務員	酒寄 真一		
32	(株)沼田屋タクシー運転手代表	運転手	鎗木 祥倫		
33	桐生商工会議所	専務理事	石原 雄二		
34	新里商工会	会長	瀬谷 源		
35	黒保根商工会	会長	金子 敬	欠	
36	(一社)桐生市観光物産協会	会長	宮地 由高	欠	
37	桐生市地域包括支援センター	社会福祉士	峰岸 良真		
38	みどり市総務部企画課	課長	青木 照幸		

令和5年度 第1回  
桐生市地域公共交通活性化協議会

議案書

## 令和5年度 桐生市地域公共交通活性化協議会事業計画（案）

期 日	回	概 要 及 び 主 な 議 題 等
4月28日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 令和5年度事業計画（案）について</li> <li>■ 令和5年度予算（案）について</li> <li>■ 地域公共交通計画策定支援業務委託に関する契約方法と委託内容について</li> </ul>
6月	第2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 本市公共交通の現状と課題の抽出について</li> <li>■ 地域公共交通計画策定に係る現状調査内容等について</li> <li>■ 今後のスケジュールについて</li> </ul>
8月	第3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域公共交通計画策定に係る基本方針・目標・重点施策について</li> <li>■ 今後のスケジュールについて</li> </ul>
10月	第4回	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域公共交通計画策定に係る具体的施策の立案について</li> <li>■ 今後のスケジュールについて</li> </ul>
1月	第5回	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域公共交通計画（案）について</li> <li>■ パブリックコメントの実施方針について</li> </ul>

※上記の他、必要に応じ下記の協議を実施する。

- 乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- 地域公共交通確保維持改善事業に関すること。

※令和6年6月を目途に「桐生市地域公共交通計画」を策定・公表

## 議案第2号

## 令和5年度 歳入歳出予算（案）

## 1 歳入 (単位：円)

項目	本年度予算額	説明
1 負担金	5,500,000	桐生市負担金
2 補助金	1,375,000	国庫補助金
3 繰越金	0	前年度繰越金
4 諸収入	0	預金利息等
合計	6,875,000	

## 2 歳出 (単位：円)

項目	本年度予算額	説明
1 会議費	0	
2 事業費	5,500,000	計画策定支援業務委託費
3 事務費	0	事務用消耗品、郵送料等
4 償還金	1,375,000	桐生市一般会計への支出分
5 予備費	0	
合計	6,875,000	



## 桐生市地域公共交通計画策定支援業務委託に関する契約方法と 委託内容について

≪業務名≫ 桐生市地域公共交通計画策定支援業務委託

≪業務の目的≫

本業務は、「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 2 年 11 月施行）の枠組みを活用し、今後の桐生市の地域公共交通の形成と活性化を計画的に遂行し、持続可能な地域公共交通の構築を目指すため、専門的な分析や評価手法による調査・検討を行い、「桐生市地域公共交通計画」を策定することを目的とする。

### 1. 契約方法

(1) 業者選定方式 指名競争入札（桐生市契約に関する規則等に準じる）

(2) 委託業者の選定基準

県内又は近県の地域公共交通計画（もしくは地域公共交通網形成計画）の策定支援実績と本市の他の計画策定実績を鑑み、3 社を指名する。

(3) 履行期限 令和 6 年 3 月 15 日

(4) 入札の実施予定日

本協議会にて契約方法等の承認後、入札手続きを進める。

選定業者への指名通知発送日以降、2 週間後の日付を開札日とする。

(5) 入札事務の実施

事務局にて実施

※計画策定に関する委託業務について

委託業務に対し、国庫補助を受けるにあたり、下記の要件があります。

- ・補助対象事業者は、桐生市地域公共交通活性化協議会とする。
- ・同協議会が計画策定支援業者と契約締結後、事業を実施する。
- ・補助金の支払先口座は、法定協議会の口座とする。

## 2. 委託内容

次に掲げる業務について委託するものとし、現在本市で策定を進める「桐生市交通ビジョン」の理念、方針、施策の方向性等を踏まえ、専門的な調査・分析・検討を行い、公共交通施策を具現化するための実効性ある計画の策定を目指す。

### (1) 地域特性及び公共交通に関する現況整理

- ・地理的条件や上位計画など、計画策定にあたり整合性を図るべき事項について整理する。
- ・公共交通の運行状況と利用実態について整理する。

### (2) 移動実態とニーズの把握、分析

- ・群馬県パーソントリップ調査やおりひめバス乗降調査等の既存資料を基に、必要なサービス等について把握と分析を行う。
- ・市民や関係団体等への意識調査を実施し、ニーズの把握と分析を行う。

### (3) 公共交通に関する課題の整理

- ・公共交通の課題を整理し、住民の移動実態、ニーズ把握などの結果をもとに、本市において望ましい公共交通のあり方について方向性をまとめる。

### (4) 目指す将来像、基本方針、目標等の設定

- ・課題を踏まえた基本方針、基本目標の検討を行う。
- ・評価指標・数値目標の設定を行う。

### (5) 目標実現のための施策及びその実施主体等の検討

- ・目標を達成する上で必要となる具体策、実施主体、事業スケジュール等を定める。また、達成状況の評価を行うための進行管理方法や管理体制等を定める。

### (6) 桐生市地域公共交通活性化協議会の運営支援

- ・桐生市地域公共交通活性化協議会の審議のための資料作成及び会議運営を支援する。

### (7) 打合せ協議

- ・業務を円滑かつ効果的に遂行するため、必要に応じて打合せを行う。

### (8) 地域公共交通計画及び概要版の作成

- ・検討結果を取りまとめ、桐生市地域公共交通計画及び同計画概要版を作成する。

## ○桐生市地域公共交通活性化協議会設置要綱

(令和 5 年 4 月 1 日施行)

## (目的)

第 1 条 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第 59 号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項に関し協議を行うとともに、同法第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、桐生市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

## (協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な一般乗合旅客自動車運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
  - (2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
  - (3) 地域公共交通計画の作成及び変更の協議に関する事項
  - (4) 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
  - (5) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
  - (6) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、協議を省略することができる。この場合において、協議会においてこれを報告するものとする。
- (1) 運行時刻の変更
  - (2) 運行回数を増加する変更
  - (3) 停留所の新設
  - (4) 停留所の位置及び名称の変更

## (組織)

第 3 条 協議会は、別表に掲げる者(以下「委員」という。)をもって組織する。

2 委員は、協議会に代理人を出席させることができる。

## (任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (役員)

第 5 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱前に開かれる協議会は、市長が招集する。

- 2 協議会は、招集する委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議決方法は、出席した委員(代理人を含む。以下同じ。)の3分の2以上の多数で決するものとする。
- 4 会長は、必要と認めるときは関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 協議会は、原則として公開とする。
- 6 会長が特に認めたときは、協議会の開催に代えて、書面による協議を行うことができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 協議会において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第8条 協議会は、第2条に規定する事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、桐生市の交通政策所管課において処理する。

(経費の負担)

第10条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及び諸収入をもって充てる。

(監査)

第11条 協議会に監査を2名置く。

- 2 協議会の出納監査は、会長が委員の中から指名した者によって行う。
- 3 監査は、監査結果を会長に報告しなければならない。

(財務)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

桐生市地域公共交通活性化協議会委員

区分	所属団体・役職
市長又はその指名する者	桐生市副市長
	桐生市共創企画部長
	桐生市市民生活部長
	桐生市都市整備部長
	桐生市地域振興整備局長
公共交通事業者等	東日本旅客鉄道株式会社高崎支社 桐生駅長
	東武鉄道株式会社 新桐生駅長
	上毛電気鉄道株式会社 取締役社長
	わたらせ渓谷鐵道株式会社 代表取締役社長
	桐生朝日自動車株式会社 取締役社長
	株式会社沼田屋タクシー 代表取締役
	一般社団法人群馬県バス協会長
	一般社団法人群馬県タクシー協会長
道路管理者	国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所桐生国道維持出張所長
	桐生土木事務所長
その他計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者	株式会社桐生再生
	一般社団法人きりゅう市民活動推進ネットワーク
公安委員会・警察	桐生警察署長
住民・利用者の代表	桐生市区長連絡協議会(桐生地区)
	桐生市区長連絡協議会(新里地区)
	桐生市区長連絡協議会(黒保根地区)
	桐生市中心身障害者関係団体連絡協議会
	桐生市老人クラブ連合会
	桐生市婦人団体連絡協議会
	桐生市PTA連絡協議会
	桐生市立小学校長会
学識経験者	地域公共交通マイスター

	群馬大学 教授
国及び県	国土交通省関東運輸局群馬運輸支局長 群馬県知事戦略部交通イノベーション推進課長
公共交通事業者等の運転士が組織する団体	桐生朝日自動車株式会社運転士代表 株式会社沼田屋タクシー運転士代表
協議会の運営に必要と認める者	桐生商工会議所 桐生市新里商工会 桐生市黒保根商工会 一般社団法人桐生市観光物産協会 桐生市地域包括支援センター みどり市総務部企画課長

## 1. 「桐生市地域公共交通計画」(法定計画)の策定

人口減少や少子高齢化、過度な自家用車依存等に伴う公共交通の利用減少、さらには鉄道やバス等の維持に充てる公費負担の増加など地域公共交通が厳しい状況にある中、地方公共団体を中心として多様な関係者が連携することで、地域の暮らしと産業を支える移動手段を確保することがますます重要になってきております。

このような背景のもと、令和2年に「地域交通の活性化及び再生に関する法律」(以下、「活性化再生法」という。)が施行され、**地方公共団体による「地域公共交通計画」の策定が努力義務化**されました。

「地域公共交通計画」では、**従来の交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源(自家用有償旅客運送、福祉有償、スクールバス、次世代モビリティ等)を住む人・訪れる人の交通手段として位置付け、地域の移動ニーズにきめ細やかに対応することが求められて**おります。

このような状況を踏まえ、「桐生市地域公共交通計画」の作成に着手します。

なお現在、本市交通施策の基本構想と位置づける「桐生市交通ビジョン」の策定を進めております。

**同ビジョンに掲げる理念や方針等を土台とし、実効性ある交通施策を具現化**するため、本計画を策定します。

## 2. 「桐生市地域公共交通活性化協議会」(二法協議会)の設置

地域公共交通計画の策定及び事業の検討には、**交通事業者や地域住民、行政機関の関係者など、利害関係者を含む多様な人たちとの協議が必要**です。

そのため、**現在設置されている道路運送法に基づく「桐生市地域公共交通会議」の委員を再編するとともに、道路運送法と活性化再生法の両機能を併せ持つ「桐生市地域公共交通活性化協議会」(二法協議会)を新たに設置**します。

### 地域公共交通計画

協議会を設置

令和5年4月

既存の「桐生市地域公共交通会議」のメンバーを再編し、活性化再生法の機能を併せ持つ二法協議会として設置。

「桐生市地域公共交通会議」廃止

計画内容を協議

令和5年4月～令和6年3月

意見提出手続 (パブリックコメント)

令和6年4月上旬から1か月間 (30日)

策定完了 (公表)

令和6年6月の市議会を経て公表予定

### 地域公共交通活性化協議会(二法協議会)

区分	地域公共交通会議	活性化再生法に基づく法定協議会
根拠法令	道路運送法 道路運送法施行規則	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
目的	生活交通のあり方、態様、運賃等を審議	地域公共交通計画の策定、実施に関し必要な協議
対象となる交通モード	バス・タクシー(乗合)、自家用有償運送	<b>多様な交通モード</b>
事業実施における補助金受領	地方公共団体または運行事業者	法定協議会